

作業環境評価基準等の一部を改正する告示案（概要）

1 趣 旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）では、化学物質であって、製造の許可、譲渡時の情報提供等の規制対象とすべきものについて政令で定めることとされている。また、当該規制の対象となっていない化学物質についても、健康障害を労働者に及ぼすおそれのあるものについては、労働者の当該物質へのばく露の状況等の情報に基づき、国が定期的にはリスク評価等を行い、その上で、必要な規制を行っている。

今般、新たに「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、上記のリスク評価等により労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働者の化学物質へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、「2019年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」（令和2年2月10日報告書公表）の議論を踏まえ、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）等について、所要の改正を行うこととする。

※ 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）及び作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）の改正も併せて行いますので、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」及び「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメントにつきましても、併せてご覧下さい。

2 告示案の内容

（1）作業環境評価基準の改正

管理濃度に係る「物の種類」について、「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」を「マンガン及びその化合物」に改めるとともに、その管理濃度を「マンガンとして0.05mg/m³」に引き下げること。

（2）特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和50年労働省告示第75号）の改正

局所排気装置の具備すべき性能に係る「物の種類」について、「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」を「マンガン及びその化合物」に改めるとともに、その抑制濃度を「マンガンとして0.05mg/m³」に引き下げること。

（3）作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）の改正

- ① 個人サンプリング法（作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング）による作業環境測定の対象となる「低管理濃度特定化学物質」に「マンガン及びその化合物」を追加すること。
- ② 特定化学物質の濃度の測定方法等に係る「物の種類」について、「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」を「マンガン及びその化合物」に改めるとともに、その試料採取方法について、作業環境測定基準第2条第2項の規定による要件に該当する分粒装置（レスピラブル粒子（肺胞に到達する粒径

の粒子)を分粒できるもの)を用いるろ過捕集法とすること。
(4) その他所要の改正を行う。

3 根拠条文

法第65条第2項、第65条の2第2項及び第113条、特定化学物質障害予防規則第7条第1項第5号(第38条の16第2項、第38条の17第2項及び第38条の18第2項において準用する場合を含む。)、第8条第1項(第38条の12第2項、第38条の16第2項、第38条の17第2項及び第38条の18第2項において準用する場合を含む。)及び第50条第1項第7号へ(第50条の2第2項において準用する場合を含む。)並びに作業環境測定法施行規則第22条及び第30条

4 適用期日等

告示日：令和2年4月中旬(予定)

適用期日：令和3年4月1日